

# 社会福祉の対象一人の側面

岩田正美

## 1 はじめに

前号で社会福祉の対象としての問題・ニードとは何かについて論じた。その際、問題・ニードの担い手は、今日の社会の生活の基本単位としての個人あるいは家族と簡単に前提したのみであった。しかし、社会福祉論においてこの担い手＝いわゆる対象者が誰であるかを明確にすることは、その問題の性格をよりはっきりさせるといふばかりでなく、福祉対策が個々の担い手に直接働きかけるという特殊な方法をとってきたということとかがわって極めて重要だといえよう。すなわち、社会福祉政策においてはその対象は問題・ニードであると同時にその担い手そのものでもあり、問題の解決、ニードの充足と担い手の何等かの変化が重なりあわさってとらえられてきたといえる。いいかえると、このように問題やニードを個々の担い手ごとにとらえるというところにこの政策の一つの特徴があったのかもしれない。したがって社会福祉論においても、その対象把握はしばしば問題・ニードとその担い手を区別しない傾向があり、問題を持った人が問題なのか、その人のその問題を解決すればいいのかははっきりしないところがある。したがって、社会福祉の対象を論じようとするならば、どうしてもその担い手の側面に注目せざるを得ない。そこで、本稿ではあらためてこの担い手の側面をとりあげ、現段階でそのとらえ方について若干の検討をおこなっておきたい。

## 2 担い手のとらえ方におけるいくつかの問題

さて、いま上のような角度からこれまでの社会福祉論をながめてみると、その担い手のとらえ方も様々であり、またその各々の中に混乱や不明瞭さを含ん

## 2 社会福祉の対象一人の側面

でいる。例えば、伝統的なケースワーク理論においてその対象者は個人、または問題を持った個人であった。しかし近年は家族ケースワークというような概念がここに重ね合わされている。また、もちろんこのような抽象的な個人や家族ではなくて、資本主義社会の労働者階級、または勤労階級をその担い手とするという規定もいわゆる「政策論」の立場からなされてきたのであり、しかしこの場合も労働者個人とするのか、その家族とおくのかは必ずしもはっきりしていない。社会政策の担い手＝労働者、社会事業の担い手＝窮民という伝統的見解に異論をとらえて同じ労働者階級の異なった問題であることを主張した孝橋理論においては、労働者（とその家族）あるいは労働者＝国民大衆とされている。また一番ヶ瀬康子の社会福祉事業体系試案などのように、労働者、国民の生活問題とした上で、具体的な社会福祉事業分野と担い手を関連させて、労働力の分類別に担い手を整理する試みもある。さらに、いわゆる社会福祉計画論などの、前号で述べたニード論における担い手は、従来の政策論とはニュアンスの異なった、すなわち労働者階級とその拡大という意味での国民ではなくて、もうすこし漠然とした国民一般というとらえかたであり、この場合は、個人、家族の他、グループのニード、地域ニードなどのとらえ方が可能になる。また、現実の制度の対象規定としての、児童、母子、障害者、老人、低所得者（世帯）、などいわゆる福祉カテゴリーをさきの一番ヶ瀬の労働力類型のようにとらえ直さず、これらを直接国民一般の内容として理解していることもある。さらに、従来の貧困概念の放棄とからんで、これらの対象をハンディキャップ者と総称することもある。

以上のように、担い手の側面からみても、従来の議論は多様だというばかりでなく、いくつかの混乱、曖昧さがあるのであるが、ここでは何れのばあいにも共通する次の二つの問題を指摘しておきたい。

一つは問題・ニードの直接的担い手としては何れの立場も個人と家族の区別をほとんど意識せずにはほぼ同義語的に使っているが、果してそれでよいかという問題である。一般に問題論として展開される場合、個人か家族かは問題を見るレベルの違いとしてとらえられていたように思う。例えば前号でも引用した副田義也の「生活問題の範疇と類型」<sup>(1)</sup>によれば、生活問題はその出現する

場所によって個人問題、家族問題、地域問題、階層問題、階級問題のように区分されるが、この序列は「生活問題を観察するための五枚のレンズを並べている」ともいえ、「社会の外部に視点を設定したと仮定すれば、階級問題から個人問題へと次第にレンズの精度をあげてゆくことになる。」と比喻されている。確かにあらゆる社会問題はこのようにとらえられるし、社会科学の方法としてこのような過程で問題認識を深めていくことは重要である。しかし少なくともここでの社会福祉の対象としての問題の直接の担い手を考えるばあいは、このような一般的にとらえ方をそのまま前提にすることは出来ない。つまり、同じ問題を個人のレベルでもとらえられるし、家族の問題、あるいは階層、階級の問題としてもとらえられるというように設定することはもちろん出来ない。なぜなら、社会福祉はある問題、ニードを個別生活のレベルで問題にするところに成立しているからであり、この場合当然個別生活の単位である家族と個人のレベルの問題と、すなわちそのレベルで発生したある問題とだけ関わりを持つからである。しかも、この個人と家族のレベルは、かならずしも同じ問題の観察レベルのちがいとしてだけではなく、個人というレベルとだけからんだ問題とか、家族というレベルでのみあらわれる様相というところに意味がある場合が少なくない。例えば世帯主個人の疾病や失業が同時に家族全体の再生産の水準と構造に関わる問題としてあらわれるということもあれば、その様な家族が分解して個々人にバラされてしまって、その個人のレベルで各々別な問題としてあらわれるとか、あるいは家族の中のある世帯員へ問題が集中されて、その世帯員個人のレベルでの問題としてあらわれることもある。もちろんこれらもよくよく分析してみれば個人と家族が担っているのは同じ問題なのだが出現の形態だけが違うともいえる。しかし対象論として重要なのは、このように問題を掘り下げ、本質をつきとめるばかりでなく、同時に、なぜ個人のレベルで問題があらわれたり、家族全体の問題となったりするのか、このレベルの違いと問題の種類はどの様に関連しているのか、政策上はこの二つのレベルの単位をどう使い分けてきたのか、という出現の形態をも含めて明らかにすることであろう。しかし従来の社会福祉論においては、前号で指摘した問題の本質への掘り下げが弱いと同時にこの点への言及もほとんどなされなかったといって

#### 4 社会福祉の対象一人の側面

よい。例えば「家族と福祉」というテーマを取り上げている庄司洋子は次のように述べている。「家族と社会福祉の関連を理論的に整理するという課題は、ここにあげたように、両者の関連を内在的で自明のものとして、それ以上に掘り下げることを放棄したり、社会福祉の対象となる生活問題の担い手としての個人と家族を同列に並べて、議論を混乱させてしまうなど、迷路に踏み込むことの方が多く、容易に真正面から取り上げられることがなかったのである。」<sup>(2)</sup>このような曖昧さが、上にのべた社会福祉の対象たる問題の担い手の把握に基本的な混乱を引き起こしているのではないだろうか。

第二に、上の点に加えて、直接の問題の担い手としての個人と家族の社会的位置づけ、すなわちどのような社会的諸関係のもとにある家族と個人なのか、それをどのようなカテゴリで表現することが福祉対象論として適当であるかの検討が何れの議論においても極めて不十分である。先に述べたように、国民一般とか労働者階級、または勤労階級全体というおおらかなとらえ方があると思えば、現実の制度のカテゴリを、全体の社会階層構成とはかならずしも関連づけないまま使用するといった具合である。前者の国民一般とか勤労階級全体という把握は、前号で述べたような貧困問題＝貧困者、貧困層というかつての把握の克服として出てきているわけで、したがって社会福祉の現代的把握の一つの柱を成すものといえよう。しかし貧困層へ極限することを批判するあまり、国民とか、勤労者の内部構成を不問にしたまま「国民の福祉問題」だけを強調するのは少なくとも科学的分析とはいいがたい。近年提唱されている「普遍主義」を政策方法としてではなく、対象の普遍化にすりかえて使われることがわが国ではあまりに多いことへの批判が既になされているが<sup>(3)</sup>、対象になる可能性を誰もがもっているとしても、直接社会福祉とかかわる問題の担い手になる可能性の濃さには濃淡があり、さらにその現実への転化の高さにも、当然高低がある。「国民の福祉問題」という大枠に間違いはないにしても、対象論としては、国民の誰と誰に問題の焦点があるのか、その人達とそうでない人達の関係はどのようなものなのか、それはどの様に国民の構成を考えればもっとも的確に把握できるか、などを明らかにすることなしにそれだけを唱えるのはあまりにもおおらか過ぎると言えよう。逆に大ざっぱな国民、階級全体論で

あるがゆえに、現実の国民、階級全体の福祉理解を妨げているとさえ言うてよいのではなかろうか。

同時に、現実の制度上の福祉カテゴリをただそのまま使うこと、あるいはハンディキャップ者とか、弱者という総称、などもそれ自体としては何も明らかにはしていないし、これらのカテゴリを積み上げても国民にはならない。これらの国民諸階層のなかでの位置づけが問題となる。また、この場合や、労働力類型などの場合は、さきの個人と家族の把握の仕方とかかわっており、家族のくくりをとりはずして、世代別、障害別、というように国民階層構成を考えるのが福祉対象論としては妥当かという問題がある。

### 3 担い手のレベル—個人と家族

さて、まずここでは、社会福祉と関わりあうような生活問題、ニードの担い手が個人という単位であらわれたり、家族という単位であらわれたりすることについて検討してみよう。これは一般的にいえば、近代社会における生活の単位の二重性と関わっている。すなわち、われわれの生活は、一方で近代市民社会のメンバーとして平等な法的地位を持つ個人の種々な行為によって成り立っている(近代的個人)。労働力商品の販売、消費財・サービス商品の購入、社会的施設の利用、社会的集団への参加、などを個々人の、誰にも隷属しない自由な立場で行っている。しかし、他方でこの個々人は、家族の中で生まれ、家族を形成し、次代を生産しつつ生活しているのであって、したがって上の個人としての行為は、実はこの家族を代表するものとしての個人である場合がある(近代的小家族)。家族全体を扶養する立場での世帯主労働力の販売、家族全体の意志を代表した主婦の商品購入、等。つまり、社会の表面にあらわれた、個人の諸行為のある部分は、その背後にある家族共同体全体の私的生活をつねにひきずり、それと二重になって存在している。この部分では、一般に例えば個人単位でとらえられる失業、疾病、障害、消費者問題などの問題が同時に家族全体の貧困、家事の遂行困難等となってあらわれる。

だが、上の二重性の中で、いつも個人の問題が家族の問題と重なりあい、一致しているわけではない。近代的小家族の私的生活は社会の規範に制約されて

## 6 社会福祉の対象一人の側面

いるとはいえ、さしあたりは誰にも干渉されない領域としてその家族の自律性にゆだねられており、しかしそれゆえこの自律をめぐっての、家族成員としての個々人の家族内部での対立や矛盾、家族そのものの解消という選択の自由がありうる。例えば一つには、家族成員間の私生活運営をめぐっての対立、あるいは、夫による妻子の支配、親の子供に対する虐待、等の問題がありうる。第二に、個人が家族からはなれて、あるいは自分の家族を形成できないで、または家族が上のような家族全体の生活問題を避けるために、その一部を分離させるとか、家族の分解に至るような場合がありうる。このような場合には、問題は極めて個人単位の形で現れざるをえない。つまり、上のような近代社会の生活の二重性(近代的個人とその背後の近代的小家族)は個人と家族の一致と対立・矛盾を同時にその内にはらんでいるのである。例えば社会保険における「本人」と家族という二重の設定はその表現であり、年金保険におけるその個人別化の方向も、サラリーマンの妻の拋出が夫の拋出に代表されてしまっているように、この二重性をいまだにひきずっている。社会福祉の対象たる問題の担い手もこの様な一致と対立・矛盾を含んだ近代生活の二重構造のなかで把握されなければならないだろう。

社会福祉の歴史からみると、上の点は次のように展開されていったと考えられる。知られている様に、近代社会の生成期においては、上のような近代的個人とその背後の小家族の二重構造の定着はまだ未成熟で、むしろその定着と前近代社会の共同体の崩壊の間で生み出されていった浮浪者・児が問題とされる。ここでは、家族は壊されているか、未形成で、基本的には、個人、またはせいぜい母子という単位で対象が現れ、その問題は貧困というよりは貧民、浮浪民そのものの存在、あるいはその怠惰、不衛生、というところにあったといえよう。この様な浮浪・流出者を近代産業の労働力の創出の観点から、労働能力者と無能力者に分類して救済するようになって行くわけであるが、政策主体のこの様な観点は、次第に近代的労働者とその小家族の定着が成されていったあとも続き、明確になってきた家族の貧困へ対して、その家族を分離させて救済するということさえ行われた。例えば、イギリス救貧法下での老夫婦をべつべつに施設収容した例や、わが国の救護法においても、その対象認定は、老人

とか幼者というものであった。このような政策主体の個人別＝労働能力別把握はこの後今日までも何等かのかたちで引き継がれている。しかしこうした政策主体による区分とは別に、問題の担い手そのものは、次第に近代的労働者家族全体を含むようになり、この家族全体とその家族からこぼれ落ちた児童や老人、障害者、あるいは家族を形成することすらできなかった個人の両方としてとらえられるようになっていく。家族全体の場合、問題は貧困という包括的な概念（消費水準で代表されるが、そのうちに疾病・障害、多子、低教育などの質的要素を含む）でとらえられていくのに対して、家族を離れた個人、または家族を代表しない個人の問題は、その個人の属性別にとらえられていく傾向を持つ。わが国の制度においては、戦後の生活保護法、低所得世帯への援護制度、保育所、その他の通所施設などが、家族を直接あるいは間接にその担い手として前提としていったのであり、しかし同時に、収容施設等の前提には家族からはじきだされた個人があり、また上で指摘したように法制度の立て方としては、労働能力の有無を意識した世代、障害別に、したがって家族というよりは個人にばらしたとらえかたがなされた。さらに、近年においては、「貧困の克服」が所得の上昇ばかりでなく、むしろ家族の「軽量化」、すなわちできるだけ少人数で、とりわけ扶養人員をへらしていくという方向でなされていったため、従来家族の貧困として現れていたものが、家族からはじきだされた個人の特殊な問題として、あるいはこのような「軽量型」の家族が抱えきれない範囲を越えた問題として、例えば「一人ぐらし老人問題」とか単身の障害・疾病者の問題、「寝たきり老人の介護問題」などとなって現れる傾向が強くなっている。この個人別の様相で現れはじめた近年の問題が従来家族の貧困と本質的には異なった問題ではないことをかねてから指摘している川上昌子は次のように述べている。「この社会的特殊化の方向は生活の単位であり、基盤であるところの家族による世帯の枠組みをやぶって、その特殊的要因を世帯の外へ表出させるところまで進んでゆく。……特殊的要因を家族内に抱えこんでいるために世帯全体が貧困状態にあるという第三の形態は資本主義のより早い時期にみられ、社会の高度化につれて家族崩壊、問題者の単独排出という形をとるようになってきている。」<sup>(4)</sup>しかしもちろん、このような家族の変化は、一面では上に述

## 8 社会福祉の対象一人の側面

べた家族間の対立・矛盾の克服，家族からの個人の自立という要素をも含んでいるのであって，家族の崩壊，世帯員の排出が積極的に選り取られていくこともある。いずれにしても，現代の一つの強力な方向は，家族と個人の二重構造の中でその一致よりも，その矛盾・対立が強くあらわれだしており，今日的生活問題・ニードの担い手はこの矛盾・対立を背景に，より個人別化していつているといってもよいかも知れない。したがって，問題の形態も，より個人の属性とからんで現れているのであり，その場合従来の貧困概念が世帯主の低賃金，失業＝世帯の低収入，低消費に代表されながらも，同時に世帯内部での世帯員それぞれの疾病，障害，非行等の質的問題をも包含していたのに対して，例えば障害者問題，老人問題という個別属性的概念が実はその就労，医療，所得・消費水準，介護などを包括的にその内に含まざるをえない，というように変化している。しかし，また他面では，この個人はつねにそれを排出・分離させた家族といわばセットでとらえられているのであり，そのもつ問題のより本質的な理解，あるいはその福祉的解決に要する費用負担をめぐってこの側面がクローズアップされる。また，社会保障，社会福祉の一定の発展は，再びこの排出・分離された世帯員だけをより集まらせていく契機をつくるのであり，それぞれの年金や手当を持ち寄って，かろうじて生きてゆく，いわゆる「多問題家族」的な家族をも成立させていく。地域福祉サービスの展開は先の個人別の問題の定着と同時にやはり家族問題としての展開にも力をかすことになろう。政策主体はその時々々の財政状況や労働力政策，家族領域の保持の必要に応じて，これをコントロールする必要に迫られていくわけである。

このように福祉の対象としての生活問題・ニードの担い手は，近代的個人の自立とその背後の小家族の二重構造（その一致と矛盾・対立）の中で，個人別の問題の担い手として，また家族全体として現れる。個人または家族という表現はこうした構造を背景にしている。そして，個人の形をとるか，家族の問題として現れるかは，問題の本質的違いというよりは，一致と対立の矛盾にみちた構造の中での，個人と家族の位置の変化に基づいているといえよう<sup>(5)</sup>。今，これをやや大胆に図式化してみれば，1図のような展開となっているといえよう。そして，具体的には，上に述べたような政策主体のコントロールに応じて



これが修正されつつ、制度の対象化がなされてゆくのである。

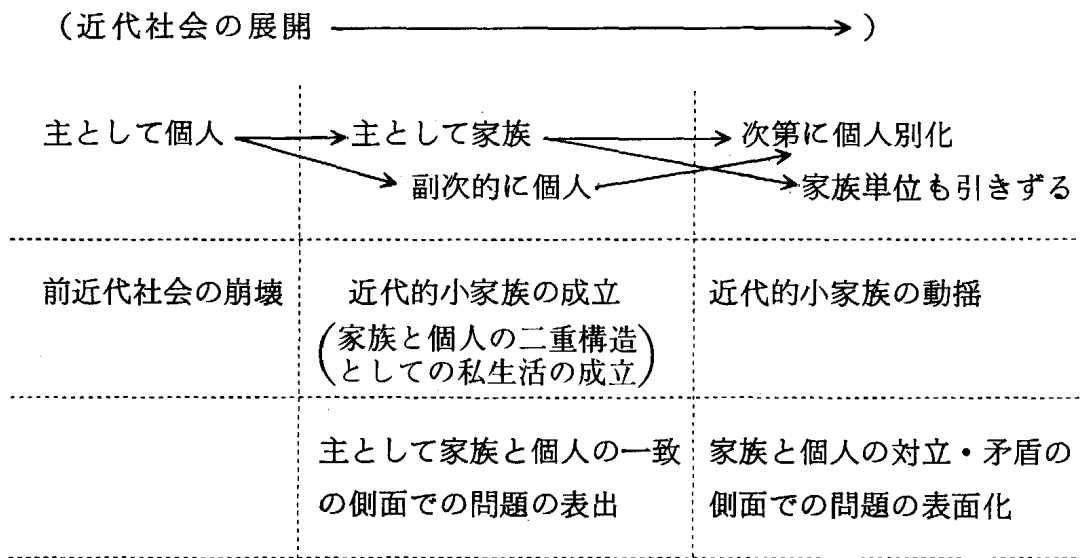


図1 担い手としての個人と家族

#### 4 国民諸階層における担い手の位置

そこで、次に上記のような個人と家族をどのように社会的に位置づけていくかという問題となる。国民の構成の考え方には当然様々なものがありうるが、ここでは私的生活のレベルで上にのべたような問題とその担い手が現れるところに注目せざるを得ない。すなわち、個人と家族の二重構造となっている私的生活の種々の存在の集合として国民を考えるわけである。単に男女別、世代別という分類はこの意味で生活問題・ニードの担い手を把握する十分な方法にはならない。そうなるためには、国民の生活は全て個人別に営まれており、その相違が性差や世代によって規定されているという仮定がなければならない。しかし現実にはそうではなくて、男女、異世代混合の家族と個人が複雑にからみあって私生活の単位を形づくっているのだから、このようなとらえかたは副次的にしか役に立たない。そこで私生活そのものをどのようにとらえて分類していくかが問題となる。この場合、種々の私生活は全く個人や家族の自律的な領域で、その意味では私生活のそれぞれは全て個々ばらばらな、とらえ所のない

## 10 社会福祉の対象一人の側面

ものでもあるわけだが、この自律生活の現実的単位として家計と住居を同一にする世帯に注目し、その内容と水準そのものの類似性に着目するか、その内容と水準を規定している要因に着目するか、どちらかの方法でこれを分類する試みはわが国においても早くからなされていた。前者の方法には、例えば前田正名の「興業意見」の中の国民の生活程度を上等、中等、下等に分けてとらえようとした試みなどをはじめとする主として生活水準による生活等級的分類がある。また、後者の例としては主として世帯主労働力の社会的な位置づけ（職業など）、あるいはその賃金、収入の側面から分類をする方法と、逆にその収入などの可不足を規定する世帯人員や世帯構成、あるいは生活様式などから分類する方法がある。また、この後者の二つの規定要因を組合せ、そこに生活等級や生活構造を関連させた社会階層概念の導入も、特に戦後の貧困研究との関わりで籠山京、中鉢正美、江口英一等によって試みられている。このうち最も総合的であり、国民全体の社会階層構成分類までおこなっているのが周知のように江口である。この社会階層概念の柱は、具体的には世帯主の就業する産業、規模、職種、地位、就業や収入の規則・不規則性などであるが、江口の方法の優れた点はこれをすぐさまその家族をも含めた生活の階層性を代表するものとはせず、それと家族の構成、生活水準・等級、生活構造等と執ようにクロスさせてその私生活レベルにおける分類として成り立つかどうかの実証を行っていることである。江口の行った、主として昭和30年から40年代にかけてのデータでは、私生活をともにする家族の構成と人員は社会階層と強い関連をもっており、すなわち人々は仕事によってその生活を共同する家族の構成と人数を規定されると共に、逆に家族によって仕事を選択もしているという姿を明らかにしている。また、世帯主とその妻の階層はほぼ同一であり、この意味でも世帯主個人の階層がその家族を含んだ生活を代表していることが実証されている。

われわれが今、問題・ニードを持つ家族と個人の社会的な位置づけ、すなわち国民一般、勤労階級一般ではなくその具体的な構成を明らかにする方法を考えるとすれば、一つの有力な手がかりはこの江口の方法であろう。しかし現代の、特に社会福祉との関連で分類しようとするならば、次のようないくつかの点での修正ないしは補充がなされる必要があると思われる。第一の点は、すぐ上で

述べた家族と世帯主の階層との関係である。江口の扱ったデータの範囲では、世帯主個人＝家族（世帯員）といういわば家族と個人の一致の側面が強く出ており、これは江口だけではなくこのころの生活構造階層等の考え方でもあり、つまり生活問題がこの一致の側面で主として表出していた時期における特徴と言えるかもしれない。これが一般にむしろ矛盾の側面が強調されている現代においてどうかという吟味が必要となる。すなわち、具体的には江口の行った階層と家族構成類型とのクロスおよび家族有業者の階層の組合せを現代のデータで徹底的に行い、このクロス表の中に具体的な生活問題・ニードをあてはめてみることである。この中であらためて私生活レベルにおける社会階層概念の有効性の程度を明らかにし、もし副次的に世代、家族類型・周期をこれと組み合わせるとすればどうなるかを考える必要があるだろう。なお、この場合最近の傾向として同一住居に居住しながら家計を全面的にか部分的にか分離する家族があり、いわゆる従来の世帯概念が当てはまらないことがある。この点をも含めて、社会階層の分類の単位を複合的に（例えば世帯主個人＝家族と家族の中の成人家族の世代別というような）考えざるを得ないかもしれない。

第二に、上との関連で、世帯主の社会階層と家族をふくめた私生活の内容のクロスを改めて行う必要があるだろう。その場合の内容は、前号で述べたような生活の必要の範囲の現代的構造を示しうる簡単な指標が考えられるべきだが、特に高度成長以降の次の点に留意しなければならない。一つは住宅に代表されるストック財の一定の蓄積、および妻の追加的就業の増大である。ここでは、世帯主収入と妻の収入の関係（したがって先の世帯主階層と妻の階層の関係）、その組合せによる収入増の程度と消費構造、家事分担の変化、およびフローとしての消費支出とストック財の整備との関係などが問題となるだろう。

第三に、これがここでは一番強調したい点であるが、無業層の扱いについての修正が必要である。一般に国民諸階層をとらえるばあい、当然圧倒的多数をしめす就業者が中心となり、そこに無業世帯員としての扶養家族が含まれるというようになる。この外のいわゆる無業世帯は、少数であり、雑多な階層からの過渡的な流入を示すものとされた。例えば、資本家、地主階級からの流入者としての金利生活者とその家族、自営業、労働者階級の下層から供給される失

## 12 社会福祉の対象一人の側面

業、生活保護世帯など。今、江口の社会階層構成表をみても、無業はこのようなものとしてあらゆる階層の一番下にまとめられている。あるいは無業は本来的にはいずれかの就業階層の延長戦上に含まれるものとも考えられ、したがって例えば退職年金生活者も労働者階級の一部だとする考えも成り立つ。しかし、ここで私生活レベルを問題にし、しかも福祉の直接的対象ということを考えてみると、就業層とはさしあたり別な、しかも無業の内部の性格をはっきりさせていくつかの層に分類することが第一に必要である。とりわけ今日においては、社会保障・社会福祉制度の直接の対象者として無業である、つまり不就業と引き換えにそうした制度の「恩恵をうけている」人々が、かつてより多くなっているし、あるいは障害者の自立援助などの延長で扶養家族としてではなく、無業世帯として生活するケースも従来よりは多くなっている。例えば、生活保護受給世帯の中での無業世帯の増大もその一例であるが、かつての不安定就業世帯の多さと比べて、これをわが国で初めての無業概念の現実的成立の現れという指摘もある<sup>(6)</sup>。もちろん老齢年金制度のいわゆる「成熟」等によってもこの無業世帯概念の実態としての成立はますます進むであろう。そして、このようないわば「制度無業」層は先述した生活単位の現代的個人別化とも重なりあっていると考えられる。この場合、無業層の内部の分類は、就業の種類で区分できないから、これをどのようなカテゴリで行うかが大きな問題となる。ひとつは一部江口も行っている様に、無業になった原因別に、例えば失業世帯、疾病世帯というように行う方法がある。また、実際の無業生活を支えている収入源に着目すれば、金利生活世帯、年金生活世帯、生活保護世帯、失業保険受給世帯というようにも区分することができる。就業階層の区分が現実の生活を規定している収入の源泉に支柱をおいているとすれば、後者の方法のほうが一貫性があるといえよう。さらに、年金の場合などその種類ごとに内容・水準が極めて違えば、その種類別組み合わせ別の階層が考えられるかもしれない。また、上に述べたような世代、世帯類型、住宅などのストック財等の要素がもちろんここでも副次的に考慮されねばならないだろう。いずれにしても、ここでは無業の内部構成をめぐって、実は社会福祉分野ではおなじみのカテゴリが登場し、そのいわば「厚生省」的用語と就業階層における「労働省」的用語の統一

が試みられるということになるだろうか。第二に、このように就業階層以外の無業層を明確に社会階層として位置づけ、その内部区分を行うとすると、そこから無業階層と就業階層との流入という動的な側面に注目することができる。すなわち、無業階層の存立は直接どのような階層からの移動によっているのか。逆に、無業層からどのような就業層への移動がありうるのか。前者では例えば先に述べた生活保護の最近の傾向、いわれているように、不安定就労＝低賃金と結び付いていた従来のタイプではなく、ハンディキャップとむすびついている新しいタイプの増大だとするには、低賃金の階層とだけでなく、むしろあらゆる階層から生活保護無業階層への直接的移動がなければならぬだろう。また、障害者などの社会復帰、自立などが、どのような階層への障害者の流入として実現しているのか、など社会福祉の一種の効果測定としても利用できることになる。なお、この無業層の中に、施設で生活をしている人々の位置づけも行うことができれば、社会福祉の直接的な対象のかなりの部分の国民諸階層における位置づけ（現在の位置とその主たる供給母体の位置）が可能になるはずである。

以上は、要するに従来の社会階層概念の私生活レベルにおける、しかも、現代のように一定の社会保障、社会福祉制度によって無就業としてもその私生活が成り立つ場合があるという段階における修正・応用である。その意味で、一種の生活階層概念といえるかもしれない。生活問題・ニードの担い手としての個人と家族は結局このような生活諸階層の中に位置づけられねばならず、その作業を通してはじめて「国民の福祉問題」という表現がスローガン以上のものとなるであろう。したがって、社会福祉の対象論としては、上に述べた個人と家族の二重に設定される私生活単位をつかって国民の生活諸階層を考えると、かなり複雑な分析枠組みそのものの確立が必要であり、更にここに前号での生活問題・ニードを重ねあわせてみるという、何段階かの作業が不可欠となるだろう。

## 14 社会福祉の対象一人の側面

### (註)

- (1) 副田義也 「生活問題の範疇と類型」 社会保障講座 5 『生活と福祉の課題』 総合労働研究所 1981年
- (2) 庄司洋子 「家族と社会福祉」 ジュリストNo. 41 『転換期の福祉問題』 1986年
- (3) 星野信也 「児童手当および児童扶養手当のあり方をめぐって」 (社会保障研究 Vol. 121 1985年) ではイギリスのユニバーサルイズム対セレクトイビズムが援助の方法手段にかかわる概念であって福祉対象にかかわる概念ではないことを強調している。
- (4) 川上昌子 「社会福祉と貧困」 p71 『社会福祉と貧困』 法律文化社1981年
- (5) この点に関して、国際社会福祉会議 (東京, 1986年) でアフリカの参加者からアフリカへの福祉援助が家族全体の貧困へ対してではなくて児童だけへの援助になっていることへの批判発言があった。いわば問題の出現レベルの個人別化が進んだ国における問題の担い手のとらえかたと、そこまでいっていない国との違いといえようか。
- (6) 川上, 社会政策学会1986年大会報告